

〈研究ノート〉  
陣儀粗考

告 井 幸 男

はじめに

朝堂院とその東方の太政官曹司から、内裏とその東方の外記庁へ、さらに清涼殿とその東方の左近衛陣へと、朝廷の行政の場は移動した。本稿はその最終形態を構成する、陣儀について考察するものである。<sup>①</sup>

一 官方と外記方

1 当儀に関連しては、佐々木宗雄、堀江美樹子両氏の陣公事についての論考がある。<sup>②</sup>佐々木氏は陣で行われる諸儀のうち、陣定・陣申文を除くかなり広い範囲の政務を、「陣公事」と名付けられた。これに対して堀江氏は、陣において行われることの他に、上卿の定を含むこと、天皇への奏聞が行われること、を構成要件とされ、その結果、佐々木氏が陣

公事に含められていた、擬階奏・郡司読奏・御卜・施米・駒牽・官奏・内印・固関・薨奏・祈雨止雨奉幣などは、上卿による定がないということで、陣公事からは外された。

本稿も大まかには堀江氏の結論に首肯するが、やや論を異にするところもある。『玉葉』安元二年（一一七六）十二月廿七日条は、複数の陣儀について、しかも詳細に記している。記主の九条兼実はこの日、不堪定和奏、及び位禄定、施米定、公卿分配などの上卿をつとめることとなった。<sup>3)</sup> 申の終刻に参内し、陣腋で大史の小槻隆職から直中弁や、左右少弁・六位史たちがまだ来ていない（後二者は外記政のため結政所に所在）ことをきいた兼実は、陣には着かず、御所の方に参った。そこに関白基房が来たので、陣儀につき様々質問したが、そのうち「奏以前に位禄・施米定を行い、奏以後に公卿分配を行いたかったが、弁や史がまだ来ておらず、官方の事は行えないので、最初に公卿分配を行いたい」旨を相談したところ、「問題ない。特に順番はない。臨機応変でよい」との返答を得た。

また、「それならば、官方行事である位禄定に外記硯を用いてもよいか。不堪定に外記硯を用いた例はないがどうしたのか」ときいたところ、「外記硯を不堪定に用いるのは穏便ではない。公卿分配が終わったら外記硯を撤去して、位禄・不堪定等には官硯を用いるのがよからう」と示教された。そこで兼実は基房の言に従い、まず公卿分配を行い、その次に位禄定、次に施米を、そして次に不堪定、次に和奏という順で行うこととした。

以上より、陣儀には官方行事と外記方行事があり、公卿分配は前者、位禄定以下は後者であったことがわかる。また、官・外記の硯は通用可能なのであるが、不堪定は官硯でないためであった。これは不堪定が陣定であることによる。兼実・基房のやりとりからも、二人が不堪定と和奏を、公卿分配以下の諸儀とは区別していることが伺える。公卿分配以下の諸儀は、外記方・官方の別はあるものの、硯も通用しうる一連の儀ととらえることができる。堀江氏が「使や僧名などの人事に関する上卿の定」と評価されるのは、外記方の儀を主たる考察対象とされたからで、官方も含めればそ

の内容は人事に留まらない。<sup>(4)</sup>

そこで本稿では不堪定や官奏（ここでは不堪和奏）は除くが、佐々木・堀江両氏が含められなかった公卿分配や、位祿定・施米定などを、陣儀と名づけて考察する。陣儀においては、各種の硯・筥や黄紙の文書、場や人によって見る文書・見ない文書があること、天皇に奏すか否か、中に巻き込む文書と外に巻く文書、<sup>(5)</sup>そもその具文書の数・種類、礼紙・表（上）紙・懸紙の作法など、細かな故実が存する。その全てに言及することはできないが、それらから窺われる政務の意味の一端を抽出したい。

## 二 公卿分配

『玉葉』当日条により公卿分配の流れを略述すると、①上卿着陣。②大弁着座。③外記に例文筥（上卿前）・硯筥（参議前）を持って来させる。④上卿が例文を見る。⑤参議に分配を書かせる。上卿は例文の冒頭のみ読む。あとは折紙を写す。⑥参議は書き了つたら、上卿に進上する。⑦上卿は、例文と見合わせる。⑧藏人に渡し、内覧し奏すよう仰す。⑨奏上し終わった藏人から返し給わり、外記に渡す。⑩外記に硯筥を撤させる。となる。

ここで留意すべき点は、分配すべき人名が押紙に書かれていること、上卿は冒頭のみ読み（ここでは「女王祿所」）、あとは外記が前もって書き出しておいた折紙を見ながら写すこと、そして分配の定文を奏するか否かに両説のあったこと、の三点である。

前もって書き出すことについては、公卿分配ではないが、類似する朝儀である殿上所宛の例がある。『左経記』長元四年（一〇三二）九月十三日条に、「殿上所宛の土代」がみえ、上卿右大臣藤原実資の言として、「所宛事、是れ秘藏べ

からざる事なり。内々に闕所勘文に付きて、先に然るべきの人々を量り宛て、持ち奉るべきが是なり。御前にて量り宛る時、々剋推移せるは、事の煩い無きにしも非ず」、とある。それを受けて記主の源経頼（参議右大弁）は、史の小槻貞行に仰せて、所々の闕を量り宛てさせている。本来であれば御前で行うべき所宛を、実質、官吏が行っているのである。十六日、経頼は殿上方で、土代文を頭弁経任に授けて、「これは内々の儀があつて書いたものである。硯を召す時に密々に加え奉るように」と言っている。そして実際に硯が召されたとき、柳筥に硯、筆墨、刀、続紙と、土代文、水瓶などを入れて藏人少将経季が持参した。<sup>6)</sup>

ちなみに前もって書いておくことは、不堪定においても行われる。『玉葉』同日条に、「勘文の端を引き撤ちて読みて云わく『諸国の言上せる当年不堪佃田の事』。大弁書く。また読みて云わく『伊賀』。此の後、実綱読まず」、「大弁、大史の小書出を、硯筥の左方に置きて、これを書く（件の書出は硯筥に入れるか。將た続紙を召の次に持ち参るか。委しく見及ばず）。端一両枚を書き、これと取り替う（兼日書き儲け、懐中す。近代の例なり）」とみえる。冒頭のみ読んで、あとは大弁は大夫史の用意した小書出を見ながら書き、しかも端一両枚だけ書いて、前もって書いて懐中していたものと取り替えるのである。

このようなことは既に撰関期にみえ、『小右記』治安三年（一〇二三）十二月五日条に「但し大弁、草子を置き、これを見て書く。近代の例なり」、翌万寿元年（一〇二四）十一月二八日に「大弁を目して書かしむ。懐中の草子を以て前に置き、これを見て書くなり。已に恒例たり」、「但し近代の不堪定、殊なる事無くば、例事として、大弁、懐中の草子を以て写し書くことなり」、翌同二年十一月二九日条「黄勘文を見ゆ。大弁に目して書かしむ（懐中の草子を置きて書く）」などとみえ、『左経記』長元四年（一〇三一）閏十月廿七日条でも大弁が定文を書く際、「兼ねて土代を書き、（それを）硯の傍に置きて書く」とあるなど、枚挙に遑がない。

院政期に入っても『永昌記』保安三年（一一二二）十二月二十七日条に「予、ただ折紙に就きて書く（筥の中より取り出す）、さらに下って『猪隈関白記』建仁元年（一一〇二）十二月二十日「目録の最初の国一箇国許りを読み上ぐ（自余は読まず）、左大弁書く（件の定文案、折紙に書き、本より硯筥に入れ、史進るなり）」などがある。

不堪文以外でも、『小右記』長和五年（二〇一六）正月二五日条（讓位固関）に「今日大臣、懐中の草子を披見する隙無し」、『同書』長元元年（一〇二八）十月十三日条に「御読経僧名を書く（兼ねて事の由を仰せて、草子を硯に入れしむ）、院政期でも『山槐記』文治元年（一一八五）九月五日条（八幡賀茂御幸定）に「予、民部卿に示して云わく『今度の定文の土代は候や』、答えられて云わく『候う』。此の間定長、密々に折紙を相公に授く」、『同』寿永二年（一一八三）二月廿七日条（祈年穀奉幣定）に「予与奪し一兩行を書かしむるの後、予、小書出折紙を匠作に授けて書かしむ」、儀式書でも『内局柱礎抄』「入眼今案儀」に「先に内々に小折紙を便宜の所にて書き出し、少々袖書以下を加う。二三巻残し置きて、陣にてこれを書くなり」などとみえる。

これは朝儀のみならず家儀でも同様で、『玉葉』治承二年（一一七八）十月十六日条の「定春日使雑事」の記事に「ここに余、与奪す（其の詞に云わく『春日祭使の雑事を定めむ』と。光盛書き了りて気色を候う。また読みて云わく『一つ、装束、舞人の下襲』。此の後光盛、土代を開き置きて、これを書く。光盛、定文を書き畢り、放紙の奥に定文を巻く（土代並びに紙の残りは懐中に挿す）」、文治三年（一一八七）十二月廿四日条の「七社奉幣」の記事でも「余、例文を披き持ちて、これを読みて書かしむ。端一兩行許りを読む（たとひ「神馬十列東遊」などまで読む）、其の後宗頼、土代を以て書く」とあって、端ばかりを読み、あとは土代・小書出・折紙・懐中草子などを書写することが確認できる。このことは近年黒羽亮太氏が、荷前使定・僧名定を対象として、定の形骸化と事前に事務方が折紙を用意することを、歴史的に位置づけた議論に通底しよう。<sup>7)</sup>つまり黒羽氏が明らかにされたことは、恐らく陣儀一般にいえることと推定さ

れる。但しそれを実証するには黒羽氏がなされたような分析・考察を一つ一つの儀式について加え、いつ如何なる理由によってそのような変転が生じたかを明らかにしていく作業が必要である。今はひとまず後考を俟つこととしたい。

公卿分配に話を戻すと、定文について兼実は諸説を勘案した上で、結局奏することとした。公卿分配は、年中行事などの担当公卿を割当てることであるから、その結果を天皇に奏することは当然のことのように思われる。しかしながら奏さないとする説が生ずるにはそれなりの理由があるう。このことは分配決定の最終権限が奈辺にあるかということとも関係がある。ひいては陣議の意味について考える手がかりともなるう。その点にも留意しながら、次の位禄定にうつりたい。

### 三 位禄定

#### 1 次第

位禄定の流れを、先ほどの公卿分配の番号と対応させて記すと、以下のようである（白ヌキ数字は公卿分配の際とやや異なる）。①大弁が床子座で文書を見る。上卿に準備ができた由を言う。③史に、篁文を上卿の前に、硯篁を大弁の座前に持って来させる。④上卿が文書を見る。歴名二巻と主税寮勘文は端だけ。他は奥まで。目録のみ篁に留む。⑧位禄所弁に、目録を内覧奏聞するよう仰す。⑨弁が帰って来て、上卿に返し給わる。⑤大弁に例文を授けて、定文を書かせる。⑥大弁は書き終わって、上卿に、例文を副えて渡す。⑦上卿は、例文と見合わせる。⑩弁に、定文二枚を結ね申させる。先に禁国分、次に殿上分。⑩史に文書篁を撤させる。

当たり前だが、硯や文書の用意を、外記ではなく史がしているのが確認できる。大きな違いは、書き終わった定文を

奏上するのではなく、もろもろ用意された文書のうちの、位祿に充てられた国の目録だけを奏上し、定文はその後で例文（去年定文）をもとに書くということである。番号で言えば、④の次に⑧⑨があつて、その後で⑤⑥⑦となっている。

当日条では用いられる文書が、1国目録一通（黄紙）、2諸大夫・命婦等歴名各一卷（共に黄紙、或いは白紙）、3主税寮別納租穀勘文一通（白紙）、4出納諸司無兼国之人交名一通（黄紙）、5去年定文二通（巻き重ねて一通となす（共に白紙一枚。禁国分一枚、殿上分は礼紙無し）と記されている。これらの文書の意味・来歴については、すでに吉川真司氏による研究がある。<sup>8</sup>）以下、氏の議論も参考にしながら考察していきたい。

『九条年中行事』二月「位祿事（二月中旬行之）」では、2、3、4官充文一卷（注位階、不注名）、1、5去年書出二枚、である。1（目録一卷）、2、3はほぼ同名文書で、5の書出も定文と同意である。問題は4で、全く別物の文書である。

『西宮記』も『九条年中行事』と同じである。ちなみに去年書出には「某国若干具、四位若干人、五位若干人」で、一通の右状には「一世源氏、女御、更衣、外衛督佐、（左右）馬寮頭助、二寮頭助、外記史等料」（隨時可取捨）、もう一枚の右注が「殿上分」であることなども、『九条年中行事』と一致する。<sup>9</sup>

『北山抄』一（二月）「位祿事（中旬行之）」も同様で、史が持つてくる文書を、「2歴名、3別納租穀勘文、4官充文、1並目録、5去年書出等」の五巻とする。ここに「官充文並目録」とあることに注意したい。『九条年中行事』『西宮記』両書もこの順序で記されていた。すなわち目録とは、官宛文目録なのである。

さらに注意すべきは、数ある箇文の中でこれのみが奏文であるということである。『九条年中行事』によれば、上卿は具書を一々見畢ると目録一卷だけを管に入れ、殿上弁若しくは藏人に付けて奏聞し返し給ると、大弁に今年の分の一世源氏等書出一枚と殿上人書出一枚を書かせる。大弁は書き了つたら上卿に奉り、上卿は位祿行事弁を召してこれを給

う。

『北山抄』も同じで、「口伝、並九条年中行事如之」と注す。但し応和三年（九六三）には書分文も加奏する議のあったこと（大納言源高明、弁藤原佐忠。結局奏さなかつた）、安和二年（九六九）には右大臣藤原師尹が先ず藏人に主税寮勘文を奏させ、次に大弁に書き出させた七ヶ国・十ヶ国国文を奏させたこと、清慎公藤原実頼も書分を奏した例があると齊光卿記にあること<sup>(10)</sup>、を注す。

ちなみに『江家次第』五（二月）「位禄定」は、大弁が床子に著き（弁・史以下は床子に候う）位禄所史生が文書を大弁に覽ずという、床子座での儀から記すが<sup>(11)</sup>、その箇文を、1目録一通、3、2、4官所充文一通（注位階不注名）、5の順で記し、書出の一枚は「可給禁国人々也、十ヶ国在状、随時取扱」、もう一枚は「殿上分、五ヶ国許八人」とする。奏文である目録が冒頭にあるのが興味深い。『玉葉』にも共通する点である。但し、『玉葉』では4が官宛文ではなく、出納云々交名になっていたのは前述のとおりである。

天皇に奏されるのは目録だけなのが本来だが、『北山抄』にあったように、主税寮勘文が加奏されたり、あるいは目録返給の後、参議に書かせた書出二通（書分、定文ともいう。殿上分と禁国分）を奏したりする実例も存した。なぜ、このようなことが起こるのだろうか。

目録は先に『北山抄』にあったごとく本来は、「官充文並目録」であった。このことは『御堂関白記』長和二年（一〇一三）三月四日条にも、「件の目録は、黄文二巻の中、「其の国（二具）、四位五位、数」と書ける、是れなり」とあり、充文とともに二巻でワンセットとなっていることから証される。しかし次第にその意味が忘れられ、ついに奏聞されない充文は不要となって、奏聞される目録だけは残り、充文の代わりに出納云々勘文が入ってしまう余地が生じたのである。



## 2 出納云々勘文の謾入

『小右記』治安二年（一〇三三）四月二十五日条によれば、記主で上卿の藤原実資は右大史が奉った筈文「2男女歴名、3主税寮租穀足不勘文一卷、4国充文一卷、〈国々注位、不注人名〉」1出納諸司・諸道博士・外衛佐・馬頭助・二寮頭助等勘文一枚、5去年大弁書十ヶ国・五ヶ国定文各一枚、々々殿上」を略見し、（他文は取り出して）ただ国充文だけを納れて、右中弁章信に内覧・奏上させた。

具書のうち2が足不勘文であることもわかり興味深いが、奏文が目録ではなく宛文であることが、これまでの儀式書などとは大いに異なる。なお、国宛文と記されていることから（既掲史料では官宛文、弁官によって国宛が行われた文書であったことがわかる。しかも、これまでの史料にも「位階を注し、名を注さず」という記述が共通してあった。すなわち形式的には、定文（や例文）と同様のものである。異なるのは殿上分・禁国分の二つには分かれていないという点であろう。年料別納租穀諸国ごとの四、五位割り当て人数が書かれていたと思われる。

次に、これまで奏文として具書にあった目録が、ここにはないことが注目される。代わりにあるのが、『玉葉』にもみえていた出納諸司云々勘文である。内覧奏聞の間、実資は大弁に、去年、この出納諸司の文が無かったことを問い、大弁が故左大臣藤原顕光（前年七月薨）が前例を調べずに行われたのだったか、慥なことは覚えていないと答えると、実資は「出納諸司はみな兼国あるべからず、前例、定文に入るものなり」とし（大弁無所陳）、また「諸道博士の義忠は弁官であるから正税が支給されるので、この勘文に入れるのは如何なものか、前例があるのか」「馬寮は頭は必要なく、助を注すだけでよいのではないか」などの問いにも、大弁がともに答えられなかったことを記す。

『小右記』の翌治安三年四月廿八日条では、実資は右大史が持ってきた文書を、「3主税寮租穀勘文、4位禄宛文、2男女歴名帳、1出納諸司・外衛佐・馬寮助・諸道博士・大夫史・外記史文、5去年定文二通等」と記しており、それら

を一々見てから、他の文は取り出して、官宛文（黄本古）だけを筥に納れて左中弁藤原重尹に関白に奉らせ、事の難が無ければ奏聞するよう示している。<sup>13</sup>

ここでも前年同様、目録ではなく宛文が奏聞されている。新たに「位禄宛文」という名称が見えるのも興味深い。これまでの諸史料の記述と合わせ考えるとこの文書は、弁官が位禄を出す国を指定したものの、ということになる。目録の代わりに出納云々文が見えるのも前年同様であるが、二寮（主税・主計）ではなく外記・史になっているという相違がある。また、実資の主張通り、馬寮の頭はなく助のみとなっている。

『小右記』長元四年（一〇三二）三月十四日でも実資は、「他文書を取り出し、国宛文を以て筥に入れ、位禄弁左少弁経長をして」内覧・奏聞させている。<sup>14</sup> 実資のような有職ですら、目録ではなく官宛文を奏するという誤りを犯し、また、目録の代わりに新規の出納云々勘文という具書を認めてしまっている。<sup>15</sup> 他の公卿たちは言わずもがなであった。

### 3 奏文の混乱

『権記』長保三年（一〇〇二）五月十三日条によれば、左大臣藤原道長が目録一卷を奏させ、天皇より返給の後、記主で大弁の藤原行成が殿上の分並びに女御以下史以上の分（いわゆる禁国分）を書き分わけたところ、道長が左少弁を召して奏させようとしたので、行成が「件の文、奏せず。只、弁に下し給ふべきなり」と言ったが、道長は「猶ほ奏すべき由」仰せた。少弁が「先例、奏せられざる所なり（余（行成）の言ふごとし）」と申したので、結局直ちに弁に給わった。また、『同書』寛弘三年（一〇〇六）四月五日条によれば、左大臣道長は、位禄目録を奏する際に、主税寮租穀勘文を副えている。

目録は一卷であり、『九条年中行事』や『西宮記』『北山抄』にあったように、本来は宛文とセットのもので、宛文の

目録であった。正確な内容は不明であるが、宛文を簡略にしたものであったろうことが推測される。

そもそも位禄定における奏文は、延喜十二年二月二八日「位禄勘文」、天慶四年三月一日「位禄国充勘文」、天曆二年三月一五日「位禄国宛文」（以上『貞信公記』）とみえ、諸儀式書に具書としてみえる官充文（国充文・位禄充文）であることがわかる。それが寛和二年三月二〇日（『本朝世紀』）や正曆四年四月二八日（『小右記』）、長保元年三月二六日（『本朝世紀』）、同二年三月一九日（『権記』）では「位禄目録」「目録」、寛弘元年五月七日、二年四月五日（以上『御堂関白記』）、四年五月一四日（『権記』）、長和二年三月四日（『御堂関白記』）、五年五月二五日（『小右記』（翌日条）、『左経記』（寛仁二年五月一六日（『左経記』）、三年三月四日（『御堂関白記』）、四年五月二五日（『左経記』）、万寿二年五月一日（『左経記』）も同様である。恐らく村上・冷泉朝を境に変化が生じたのではなからうか。

すでに指摘のあるように、位禄は本来、中務・式部・兵部の三省によって申政されるものであった。それが位禄の財源である調庸の未進によって、財源が諸国の年料別納租穀に転嫁されたため、位禄定という新たな政務が出現したわけである。そこでは延喜・天曆の記事にあるように、「位禄（国宛）勘文」（いわゆる官充文）が奏聞されていた。そしてこれは前述の如く「官充文並目録」ともあるように、本来は目録と充文とセットだったと考えられる。

ところで三省申政は『延喜式』太政官に、

凡給位禄者、中務・式部・兵部三省録応給人物数、十一月十日申太政官。即造惣目、十五日少納言奏之。廿日官符下大藏、廿二日出給。

とあって、「惣目」を造って奏することとなっていた。このことは『御堂関白記』の寛弘四年や五年の十一月一〇日の具注歴に「三省申位禄目録事」とみえることから、三省申政がその実を失っていた当時の貴族たちにも認識されていたであろうと思われる。これが位禄定においても、「充文」ではなく「目録」を奏することに拘る由縁となってしまった

のだろう。つまり、この時期には位禄定すら形骸化してしまい、儀式の形態と実質に齟齬が生じて貴族を混乱させることとなってしまったのである。

実資が宛文を奏したのも、そう考えれば納得できるところである。但し、正確には宛文ではなく、その目録を奏すべきであった。しかし実資にも目録を奏すことの意味がわからなくなっており、さらに道長に至っては、宛文すら奏することの意味がわからず、陣儀の結果である定文を奏そうとしたり、主税寮勘文を副えたりしているのである。

但し、同様の誤作法は前述したように、すでに一〇世紀中葉にはあったことが『九条年中行事』には書かれている。彼らの行為は要するに陣儀に実質性を持たそう、見出そうとしているわけであるが、位禄制が変化してしまっているのであるから、永例となることはなかった。

ただ、実資が、目録の代わりに持ち出した出納云々勘文は、以後、具書の一つとしての位置を占めることとなる。時代が下って、『後二条師通記』寛治七年（一〇九三）五月二日条によれば、内大臣師通に史の惟宗政孝が進覧した文書は、「2諸大夫歴史文・女歴史名、1出納諸司書出、(4)国目録、5殿上国宛・出納諸司等国宛、3主税寮租穀勘文」であった。これまでの史料とかなり順序が異なるが、文書そのものについても、これまで出納云々勘文があれば無かった目録がここには見え、かわりに国宛がなくなってしまうのである。順番は違うが『玉葉』と同じ様相が見て取れる。

#### 4 書出

位禄定の変転は、二つの書出（殿上（五箇国）と禁国（出納、十箇国）の様相にも現れている。『江家次第』に書かれていた陣儀床子儀は、大弁が具書を一々開き見畢つたら（禁国を給う人々の兼国の有無をチェックする）、史生が受け取つ

て退くところまで、次に大弁が陣座に著いて、陣儀が始まる。目録一通を内覧奏聞の後、大弁に今年の文を書かせるのも既述の諸書と同じだが、先ず禁国に給うべき人々の文を書くことあり、「禁国十个国、殿上分五个国」と記す<sup>19</sup>。そして長保三年（一〇〇二）五月十三日付の実例を掲げる。そこには殿上六カ国と禁国九カ国の国名の下に、四位と五位の人数が記され、禁国の末尾に「右十个国。女御・更衣、諸衛佐、馬寮助、諸道博士、二寮頭・助、史等、所給也」とある<sup>19</sup>。名称と異なり実際挙げられているのは九カ国だが、『西宮記』所引小野記に「九个国、男女源氏女御更衣外衛督佐左右馬頭助諸道博士出納、賜諸司二寮頭助等可給之料」と「殿上料」の并せて二枚（除有兼国者）とあるように九ヶ国の例があるので、変転があつたようである。

『親信卿記』は天禄三年（九七二）四月十一日、十二日、十六日、五月十日に位禄関連記事を載せるが、五月十日条に四月九日付の書分（殿上分）を掲載する。末尾に「件位禄文如此。以給人姓名注国下。至于四位、書名朝臣。五位書名。合十四具、（四位五人、五位九人）是例数也云々」とするが、このときは七カ国である。『小右記』正暦四年（九三三）四月二八日条には、「次いで上の命を承り、大弁、執筆す。一紙に書く（更衣・諸衛・諸道の博士・馬寮の頭助・二寮の頭助・外記等に給ふ国々、十一箇国）。又、殿上七ヶ国を書く」とあり、十一カ国・七カ国とする。

この変転にもその時々の意味があるのだろう。禁国分につき『西宮記』に「隨時可取捨」、『江家次第』に「隨時取扱」とあり、治安二年には実資の疑義に対して大夫史の但波公親が「定文国々増減事、禁国哉。以別納租穀申請他事之間、減歟」と答えている。増減ではないが、実資も万寿四年四月九日の定では、殿上料に書き分けられた淡路を、「淡路国司敦頼（菅野）申請造八省院ム（含嘉）堂料四个年別納租穀」ということで、別の国に改定している。

当儀について最後に言及すべきは、定の中心である定文についてである。定文は去年の定文（書出・例文）をもとに書かれる。書かれる内容は、「某国若干具、四位若干人、五位若干人」が列記してあるだけである。つまり位禄がどこ

の国に、四位・五位の分がそれぞれ何人分設定されたか、ということだけであって、誰の分かまでは充てられていない。すなわち陣儀においてそこまでは定めないのである。では、いつどこで定めるのだろうか。

それは『西宮記』臨時六（弁官事）の「充位禄・大粮事」に、「上卿が目録を奏した後、日を定めて、私亭において史と史生が共に定め充てる」と記されている。「少饗を儲く」ともある。また、『同書』恒例第二（二月）「位禄事」にも、「後日、弁、私家において定め充つ」とあり、「食を設く。史、殿上・院宮・大臣家分の夾名を申し下すの後、これを充つ。院分は、弁、申しくだすべしと云々、」と注す。<sup>20</sup>この私家宛の実例は、『中右記』永長元年（一〇九六）十月二十六日条などに見える。

つまり位禄定においては、官吏が作成した（位禄国宛）目録を弁・上卿が確認した上で天皇に奏聞し、返給の後に定文二通（禁国分・殿上分）が書かれ、それは位禄所弁に下される。定文は（国宛文も）各国ごとに四・五位の人数が書かれているだけで、具体的に誰に宛てるかの作業は、後日に弁が私宅で官方の上官たちと行う。つまり天皇はもちろん上卿も、誰がどの国に宛てられるかについては関知しない。

実資たちには（そして筆者にも）実質の意味がわからなくなっていた儀式次第であるが、これが本来の位禄定の姿なのであろう。『九条年中行事』『西宮記』『北山抄』では、禁国分の冒頭に一世源氏が記されるが、実例では見えなくなっていく。このことは位禄定が、一世源氏の存在が一般的であった時代に、始められたことを伺わせる。つまり実質のあったのは、嵯峨源氏から醍醐・村上源氏あたりまで、すなわち九世紀から十世紀半ばくらいということになるか。その後、位禄の実態が変質して、定の次第とは相応しないようになっていったのである。<sup>21</sup>また、儀式書では禁国分・殿上分の順で記載されるが、古記録に見える実例では逆の方が多い。このことも位禄定当初の意義と、後世の貴族たちの意識に齟齬が生じてきたことの徴証の一つなのだろう。<sup>22</sup>

## 四 施米定

次に施米定の流れを『玉葉』の記事より同様に略述すると、①大弁が床子で文を見る。上卿に準備が整った由を言う。③史に箇文を持って来させる。④上卿が文書を見る。端だけ。⑧弁に内覧奏聞させる。奏曰「依年来例ニテ史ヲ加遣サム」。⑨奏聞しおわって、返し給わる。⑩史に文書を撤させる。⑩「依年来例、加遣史セ」を上卿↓大弁(起座(微唯)、向床子)↓史、となる。

今回、人数・米塩勘文を奏すべきかが問題となっているのが留意すべき点である。兼実は、a 米塩勘文を奏した例(長元二年(一〇二九)六月十七日『小右記』、同八年六月廿五日『二東記』、治暦四年(一〇六八)に民部卿俊家が奏したと記す『江次第』)、b 米塩勘文を奏さない例(『北山抄』。実例でも奏していない例が枚挙に遑ない)、c 人数勘文だけを奏す例(同前)、d 両勘文ともに奏さなかった例(久安三年(一一四七)七月廿七日『宇治左府記(台記)』)、e 米塩勘文を奏して人数勘文を奏さない例(見つけられない、そのような例はないのではないか)を列挙したうえで、「長元八年の二東記や九条年中行事に従うべきである。しかし北山抄や久安三年の例も棄てがたい。そこで先達の訓えを知るため、閔白に尋ね申したところ、「全部奏すべきだと自分は思う」とのことなので、奏することとした」と記す。

『九条年中行事』によれば、東西北の合せて三ヶ山に、山ごとに使人が各々十人おり、それぞれ一二三四五の合せて五手がある(つまり各手に二人)。東手は愛宕寺で下し給い、北手は左近馬場で給い、西手は右兵衛馬場で給う。三ヶ使が進上する勘文十五巻に、人数勘文と米塩勘文を合わせて奏聞する。人数・米塩勘文の二枚は、官が勘造するのだ、とある。『新儀式』五「賑給并施米事」<sup>(23)</sup>では、六月中に、上卿が勅を奉わって、校書殿衆を京辺の山々に差し遣わし、僧名を巡注させて奏し、僧数に随って充給料米を分行する。『北山抄』「施米事」も『九条年中行事』と同様であるが、

「十五卷勘文并人数勘文奏之。不奏米塩勘文」とあり、米塩勘文は奏さないとする。そして『九条年中行事』の記述をあげながらも、「不奏米塩勘文之由、有所見也」とする。

『小野宮年中行事』『施米事』も同様であるが、「三箇使進勘文十五卷、并人数勘文、及米塩勘文奏聞之。自余文不奏之」と、『九条年中行事』と同文を掲げる。そして「施米料三百斛、塩九十余石。以校書殿衆為使」とし、次に天禄元年（九七〇）九月八日宣旨「尾張国年料米内五十斛。備前国年料米内百五十斛。紀伊国年料米内百石。永進納施米料。毎年五月十日以前早令進納。若違期致未進者、将拘一度勸賞者」、長元二年（一〇二九）宣旨「永令前司早勤進納云々。奏事。施米奏使等」を掲げる。但し、「先注進山々僧沙弥交名、東手西手北手各五卷、使各二人。令弁若藏人奏。奏聞之後給之。不奏米塩勘文。奏了給史」との勘文を付し、やはり『北山抄』同様、米塩勘文は奏さないとする。

実例では『御堂関白記』寛弘四年（一〇〇七）六月十五日条に、「内に参る。内府、参り給ふ。陣申文・官奏。施米の文を奏せらる。米塩勘文を奏せず」とあり、米塩勘文を奏さなかったことがわかる。同七年（一〇一〇）六月二十日条にも「春季読経を初む。了りて上達知部を相率ゐて、大内に参る。施米文を奏す。十五卷なり。塩米勘文を留む」とある。その後、『玉葉』の記事にもあったように、どの文書を奏するかはしばしば問題になっていたが、『猪隈関白記』建仁元年（一二〇一）十二月二〇日条にも「（施米）文書、数の如く奏す。或いは米塩勘文奏せずと云々。然れども近代皆奏す。仍て奏す」とあり、米塩勘文は奏さないことが伝わりながらも、儀式が形骸化した時代には、意味も分からず奏すこととなっていた。

このことも位禄定と同様、この政務の本来の意味を探る手がかりとなろう。人数勘文・米塩勘文それぞれを奏すること、奏さないことは、この政務に実質のあった時代と変化した時代の様相を反映していると推察される。

なお、このように儀式次第というのは、時が流れて実態と離れていっても、なかなか変わらず、せいぜい奏文や具書



に諸説が生じる程度であるのが普通だが、希に次第が変化することもある。施米定においては、『玉葉』の記事にもあつた、儀の最後に「年来の例に依り、史を加え遣わせ」と仰すのがそれである。

これは『権記』長保元年（九九九）七月十三日条に、左大臣道長が、「以前より、使が規定通りのことをしないことがあるので、今回は殊に史を差し副へ、確実に支給するように」と仰せたのに始まる。<sup>26</sup>記主で右大弁の行成はすぐに座を退きて、史の多米国平に仰せている。『同書』寛弘四年（一〇〇七）六月十五日条に、「年来の例に依りて、史を遣はずべし」とあるので、恐らく程なくして例となつたであろうことがうかがわれる。

同じく儀式次第に新たな要素が加わつた例として、大糧式がある。『江家次第』九（十月）「大糧申文（十月申、一上於陣申之）」に、「加匙文一枚申之、如例申文」とあるのに、「扶義卿左大辨たるの時、大糧式を作る」と注す。『猪隈関白記』建仁元年（一一〇二）十二月二十日条にも「件文大糧式一卷、主税寮勘文一通、匙文一通也、有懸紙、式表紙中に籠卷勘文、匙文加懸紙内内、内外共無結緒」「余一々披見了、見大糧式之儀、繆執文於右手、見了右手ニ繆取所ヲ置前卷之、如本卷礼紙、攪廻文置板敷端、（文下方為史方）史取之開礼紙、結申（大糧）式并匙文等、（於主税寮勘文者不結申、）などとみえる。

扶義は長徳二年（九九六）左大弁に任じ、同四年七月二十五日没したから、十世紀末にこの儀が整えられたことがわかる。施米定における「年来の例に依りて、史を遣はずべし」とほぼ同時期である。

### おわりに

『猪熊関白記』建仁元年十二月二〇日条には他にも、「当年不堪文、黄勘文、其上卷加当年不堪目錄、已上有結緒、一

束結之、無懸紙、副文不相具也」「抜取目錄（卷加黃勘文端、不解結緒）披見之、黃勘文同見之、（目錄二部ニ押折テ持右手、黃勘文繆執右手見之、卷之時所繆執を置宮中卷之）」などから、文書の開き方、読み方、巻き方まで細かい記載がある。<sup>(27)</sup>

また、この日は大糧申文・不堪定に加えて施米定も行われている。当該期にはさらに、位禄定・官所宛も同日に行われることも多く、公卿分配も『玉葉』の記事を待つまでもないが、このような兆しは摂関期にも散見し始める。本文中で言及した奏文・具書に関する様々な異説・諸説、細かな作法の意味、そしてこういった同日に行われる儀式についての分析・考察を行えば、それぞれの政務の本来の意味と、それが転換した時期・理由などについて判明するところが多かろう。それらの後考を期して、ひとまず蕪雜な稿を閉じたい。

(1) 『今昔物語集』（卷二八第二五話）「彈正弼源顕定出閣被咲語」は、次の『江談抄』「範圍恐懼事」が元話であるが、

又、範圍為五位藏人有奉行事、小野宮右府為上卿、被候陣下申文之時、弼君顕定於南殿東妻、被出于陰根、範圍不堪遂以笑、右府不被知案内、以咎及奏達、範圍依此事恐懼、

多くの注釈書が陣定のときのことと解する。しかし、これは明らかに陣儀の際のことである。

(2) 佐々木宗雄「内裏・太政官一体型政務の成立——王朝国家と太政官政治——」（『史学雑誌』一〇八卷一〇号。『平安時代国制史研究』校倉書房、二〇〇一年）、「10～11世紀の位禄制と不堪佃田制」（『日本歴史』四八九、一九八九年。『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年）、堀江美樹子「陣公事」に関する基礎的考察」（『史学研究集録』三三、二〇〇八年）。当儀に関する両氏以外の認識については、堀江氏が簡潔にまとめられている。

- (3) 詳細な経緯は、『玉葉』当日条、及び前数日条。
- (4) 藏人方・外記方はいわば人的支配を、官方は諸司諸国案件（統治権的支配）を掌る。外記に見参を、弁に禄目錄を下給することに如実に現れている。
- (5) 『左経記』寛仁二年（一〇一八）五月十六日条に、内府頼通が藏人に位禄目錄を奏さしめ、返給の後、左大弁道方に殿上分国々・可賜禁国人々等を書かせた際、「件文二枚、例重卷無懸紙、下卷籠懸紙下給、即命云「先例雖無懸紙、猶以有為善」者。給之結申、於陣腋召位禄所史下給」とある。
- (6) 「天晴、早且参内、頃之右府（藤原実資）并殿（藤原頼通）令参入給、右府於陣座被示云、所宛土代僕今案也、而引見故殿（藤原実頼）御日記、承平間被申貞信公（藤原忠平）先土代、次於御前被書、是有旧蹤事也、有興々々云々」と、実資の得意ぶりを記す。
- (7) 「平安貴族社会の役と文書の変容」（『日本史研究』六七九号、二〇一九年）。
- (8) 吉川真司「律令官人制の再編過程」注68（『律令官人制の研究』三八五〜六頁、塙書房。一九九八年）、山下信一郎「平安時代の給与制と位禄」（『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年）。また、土田直鎮「位禄定」（『国史大辞典』）に、簡にして要を得た説明がなされている。
- (9) 「彼所弁、外記・史同入此中、不必為例之」「一世源氏等書出一枚、殿上人書出一枚、大弁書了、奉上卿、上卿召其所弁給之、史撤宮硯等」と続く。
- (10) 齐光は、応和四年正月権右少弁（学士如元）、康保三年正月右少弁、同四年正月五位藏人。同年六月に実頼は関白、十二月には太政大臣となっているので、この間上卿実頼の作法を実見することがあったのだろう。ちなみに齐光は、同年五月止藏人（天皇依昇退也）、六月新帝藏人、安和元年正月左少弁、二月右中弁、貞元二年四月藏人頭、同三年十月右

大弁を経て、天元四年正月参議となった。その後、寛和二年まで右大弁を兼ね、引き続き左大弁に遷り、翌永延元年に薨じた。左中弁以外の全弁経験者である。

(11) 床子儀は『中右記』に詳しい記述が散見する。また、林友里江「弁官局からみた太政官政務の変質…撰関期を中心に」〔史学雑誌〕一二四編一―号、二〇一五年）参照。

(12) この文書を入れたのは、当時悪名高かった左大史但波奉親の仕業かもしれない。なお、実資は治安元年七月任右大臣。四月頃に行われたであろう位禄定の記事は未見。その前年は『左経記』五月二五日条にみえ、左大臣顕光が上卿である。

(13) 「令大弁書二枚文、〈出納諸司等一枚、殿上一枚〉余読前定文令書也、事了、大弁起座奉之、余取之、大弁復座、余披見了、召左中弁重尹下給定文、乍二枚結申、余目、称唯、重尹者非位禄所弁、先只所下給也、権左中弁経頼可宛也」と続く。

(14) その後大弁に「位禄定文二枚、〈殿上定文、十箇国定文〉」を書かせている。

(15) 万寿四年四月九日も同様。『左経記』によれば、万寿二年（一〇二五年）五月十一日には目録を奏させたようであるが。

(16) 『北山抄』一（年中要抄）二月（位禄事）に「当年の位禄・王禄・衣服を給わるべき諸国の勘文」とみえ、「位禄を定め充つる文二枚」を奏させたとある。これは上卿が実頼なので、書分二枚とも考えられるが、あるいは充文と目録の可塑性もあろうか。

(17) もちろんこの間も、寛弘五年五月一六日「位禄勘文」、寛弘六年四月二日、八年同日、長和四年四月十三日「位禄国充」とする記事もある。

(18) 「書了後更一通読之卷之候、依大臣気色進奉之復座、大臣見畢召彼所弁下之、先給禁国文、〈弁結申曰、可給禁国人々〉次給殿上分文、〈弁結申曰、殿上の分の国〉大臣毎度揖許、弁退出下史、次史撤筥・硯。〈位禄は、諸国の別納

租穀を以て、男女四位以下に給う。廿七ヶ国の数、税帳に見ゆ、《官符あり》兼国の輩の国司は、国の正税を以て給う。租穀給位禄、遺為不動也。延喜七年例、別納租穀官符、廿七ヶ国、書出二枚、見政事要略第卅三、禁国所謂延喜符二十七国也」と続く。

(19) 先の実資の言と一致して馬頭がないのが興味深い。

(20) 「充了、以充遺勘文進殿上。有申旧年未給輩、藏人奉仰就勘文給之。〈先可勘給否〉自官申者、勘続充遺給否等、入官奏。弁・少納言・近衛将・内侍、奉請正税。〈国司兼国人、以任国正税充〉最初請印殿上分官符、次々請印女官符旧官符。兼国外任輩、不給別納租穀、〈兼国輩以其兼国申返、申請他国正税之例、近代、間々有之、〉と続く。なお、院分のみは史ではなく弁が申し下すのは、院分が他の分（殿上、宮、大臣家など）よりも成立時期が早く、位禄定期初から存在したもので、後に付加された他の分とは歴史的経緯が異なるからであろう。

(21) 位禄制の二段階の変化と位禄定の関係については、吉川論文参照。具体的には拙稿「『小右記』にみえる政務の一事例」（倉本一宏・加藤友康・小倉慈司『『小右記』と王朝時代』二〇二三年、吉川弘文館）参照。なお、山下信一郎「平安時代中期の位禄制の評価をめぐる覚書」（『律令制と日本古代国家』同成社、二〇一八年）は、吉川氏の位禄支給限定説を批判するが、神戸航介氏の「制度としてすべての四位五位層を包摂するものであったことは支持できよう。ただし、問題は「実態として」どの程度の人間が位禄の恩恵にあずかることができたか、である。「制度としては」という留保がつく限り、吉川説の根本的な批判にはなりえないように思う」（六一書房HP）という評価が当を得ている。

(22) 『出雲国正税返却帳』に見える位禄被支給者のなかに、美麻那直節（明法博士）、但波行衡（二寮頭）、水方盛（史）などがみえるのは、その年に「出雲が禁国分を充てられたことを示しているようか。但し、天禄三年・長保三年の書出諸国（出雲はみえない）にかなりの重複が見られることは、例文の存在とも相俟って、定めの固定化・形骸化がうかがわれよ

う。『返却帳』にみえる位禄官符の日付が康保年間には散在しているのが、長保年間には各年一、二件を除いて一日に集するものも、この間に給付の実質性が薄れたことによる。

(23) 「毎年五月に米塩を京中の窮民に賑給するとあり、上卿が先ず使の差文を奏す。そして条々に頒給させた後、その人数と充給物の数等を奏させる」に続いて。

(24) 『師遠年中行事』も「施米事。待仰可行云々。又天禄元年九月八日永宣旨」とする。

(25) 従って、『重憲記』天養元年（一一四四）一〇月二三日条に所載の、近衛天皇の一代一度仏舎利使太政官符（山城国司宛）に見える僧「右命」は「石命」の誤りで、石清水宮の諸社片字の事例とすべきであろう。藤原實信の肩書を右中弁（正しくは左中弁）と誤っているのも傍証となるうか。大原眞弓「諸社片字と一代一度仏舎利使」（『史窓』八〇号、二〇二三年）が「右命」に固執するのは如何かと思われる。

(26) 「左大臣、陣に於いて施米の事を定め申さる。左大弁、参ると雖も退出し了んぬ。仍りて余、床子に著す。施米目録並びに山々の文を見る（供有る寺は入れず）。陣官、召す由を告ぐ。即ち参りて膝突に候ず。施米の文、具はるや否やの由を問はらる。具へ候ずる由を申す。気色有るに依りて、座に就きて顧みる。史守水、筥を捧げて大臣の座の前に進む。大臣、一見する後、右中弁をして之を奏せしむ。奏覽し了りて返給す。大臣、目くばせず。仍りて官人をして史を召さしめ、筥を罷る。大臣、仰せて云はく」とあるのに続く。

(27) 『三長記』建永元年九月二五日条では、上卿の内大臣忠経が「土代はあるか」と尋ね、記主で右大弁の長兼が、例文をもとに書く旨を答えている。ここにも、土代などを用いるようになった他の儀とは異なる、位禄定文（書分）の歴史的位相が現れていよう。また、結ね詞が「殿上分の国々」「禁国を給うべき人々」（『左経記』や『玉葉』にもみえる）であるのも興味深い。

## 位禄表

(左が四位、右が五位の員数)

国名	年料別納租穀額		天禄3年 殿上分	長保3年	
	延喜式	政事要略		殿上分	禁国分
伊賀	2000	同	0・1	1・1	0・1
伊勢	4500	同	1・1		
駿河	3500	同			
伊豆	1500	同			
甲斐	3500	同			
相模	3500	1565			
武蔵	12000	同			
上総	4690	同			
下総	14000	同			
常陸	12000	同			
信濃	12000	同	1・1	1・1	1・1
上野	17045	同			
下野	11000	同			
能登	4000	同			0・6
越中	4000	同			0・5
越後	7000	同			0・4
丹後	908	同	0・2	1・1	0・1
但馬	2009	同	1・1	1・1	1・1
因幡	2500	同			
伯耆	4640	同			
出雲	4500	同			
石見	2500	同			
長門	2037	同			
紀伊	3100	3200	2・1	1・1	0・2
淡路	1600	同	0・3	0・3	0・2
計			5・9	5・8	2・23

(天禄の淡路は2の誤りならんか)